

新型コロナウイルス感染症対策に係る保育施設の対応について [Q & A]

(令和3年1月8日改訂)

保護者の皆様へのお願い

日頃より、松戸市の保育行政にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

これまで本市では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保育施設における感染症対策を実施し、運営をまいりました。令和3年1月7日に緊急事態宣言（1都3県）が再発令されましたが、これまで実施してきた感染症対策を徹底して、運営いたします。ご家庭においても、基本的な感染予防対策（手洗い、うがい、マスクの着用等）をお願いいたします。

保育園等の臨時休園に関するQ & A

令和3年1月8日 更新

Q1 令和3年1月7日に発令された緊急事態宣言以降に保育施設の利用はできますか。

就労や保護者の疾病などにより家庭保育が出来ない場合には、これまでと同様に保育いたします。ただし、今後市内の感染拡大状況や、集団感染が発生した場合は、臨時休園等を行うことがあります。

Q2 保護者のどちらかの勤務が、テレワークとなった場合は、保育をお願いできますか。

就労により保育を必要とする場合になるため、引き続き保育を提供いたします。

Q3 なぜ、完全に休園しないのですか。

保育施設の全てが休園してしまうと、保護者が医療従事者や介護、インフラ関係等に従事する場合や、ひとり親などで仕事を休むことが困難な場合など、どうしても保育の必要なお家庭の子どもの受入先がなくなり、人材の不足により医療提供体制や社会生活に大きな支障が生じるおそれがあります。また、保護者の疾病などにより家庭保育が困難な家庭や配慮を要する児童（家庭）への継続した支援を行うため、ご家庭の個別の状況に応じて、保育を継続することとしております。保育施設での感染予防の観点から、利用時間の短縮や、利用日数の減少、登降園時の混雑の回避等を考慮の上、保育の利用をお願いします。

Q4 どのようなときに臨時休園となるのですか。

感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合などは、当該保育施設の一部又は全部の臨時休園を行う場合があります。

Q5 松戸市内の公衆衛生の観点から、松戸市が保育施設等に対して登園自粛の要請を行った場合、対象となる施設はどこでしょうか。

対象となる施設は、認可保育所（公立保育所、民間保育園）、認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設となります。

Q6 保育料や給食費が減額される時はどのようなときですか。

本市の要請に応じて、保育施設を欠席していた期間（登園自粛を要請していた期間と臨時休園の期間）の保育料及び給食費については、登園日数に応じて当該費用を減額いたします。

① 保育料について

原則、保育料は減額前の金額で一旦納入していただきます。後日、各保育施設から本市に登園日の報告を受けて、減額する保育料を決定いたします。保育料の減額に伴い、過払いとなった費用については、各保育施設から返金等の対応を行います。

（認可保育所（公立保育所、民間保育園）については、直近の保育料徴収月分に充てさせていただく予定のため、保護者の方に、新たな手続きをしていただく必要はございません。）

② 給食費について

松戸市の公立保育所については、上記登園日数（減額の対象となる期間）に応じて保育料と同じ取扱いにより、直近の給食費徴収月分に充てさせていただく予定のため、保護者の方に、新たな手続きをしていただく必要はございません。

尚、民間保育園については、徴収方法や返還方法など各保育施設で対応が異なりますので、各施設に直接お問い合わせください。

Q7 減額する保育料は、どのように計算されますか。

0歳児から2歳児の保育料は、登園日に応じて日割り計算により減額します。

日割り適用する保育料は、以下のとおり算出します。

・保育料×(その月の登園しなかった日を除く開所日)÷25

※登園しなかった日には、保育施設の臨時休園日も含みます。

Q8 登園自粛の要請に伴い、家庭で過ごす時間が増えることで環境が変わりました。
子育てに関する悩みごとなど相談する場所がありますか。

本市では、ご家庭での子育てに関する相談先をご紹介します。
下記 QRコードをご参照下さい。

① 松戸市ホームページ『ひとりで悩まないで ～子育て世帯向け相談窓口～』



② 松戸市ホームページ『自宅で過ごす子どもたちのために』



③ 松戸市『感染症（新型コロナウイルス感染症の関連情報）』

